

|           |   |
|-----------|---|
| 処 分 の 名 称 | 液化石油ガス販売事業者の認定（保安の確保の方法等の認定）  |
| 根拠法令・条項   | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年 12 月 28 日法律第 149 号）第 35 条の 6 第 1 項   |
| 関係法令・条項   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 35 条の 6 第 2 項</li> <li>・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成 9 年 3 月 10 日通商産業省令第 11 号）第 45 条及び第 46 条</li> </ul>                                    |
| 審 査 基 準   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示（平成 9 年 3 月 13 日通商産業省告示第 121 号）</li> <li>・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について（平成 31 年 3 月 15 日 20190308 保局第 5 号）</li> </ul> |
| 標準処理期間    | 20 日  |